YAMANASHI

奨学金返還の支援を行う
企業募集中



長期的な人材の確保・定着

採用活動のPRに

県HP等への掲載による企業PR

やまなし人材定着奨学金返還支援制度のご案内

若年層の人材確保及び定着とU・Iターン就職の促進、
人口減少対策の一層の充実を図ることにより
県内企業の持続的な成長に繋げるため、
人材確保に取り込む中小企業等と連携して
県内に就職する大学生等の奨学金返還を支援する制度です。
本制度の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還支援を行う中小企業等を募集します。

対象企業

★山梨県内に本社を有する中小企業等
★勤務先を山梨県内に限定した採用を行う中小企業等で正規雇用による採用予定があること

申請期間

★2027年度採用：令和9年3月5日(金)まで

対象者

高等専門学校、専門学校、短期大学、大学、大学院を卒業し、令和8年4月以降に正規雇用で就職する35歳未満の方

特設サイト

事業の特設WEBサイトをOPENしました！
詳細はこちらをご確認ください。
https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/

支援内容

支援対象者が大学等の在学時に、（独）日本学生支援機構から貸与を受けた奨学金総額（既卒者については返還残高）の２分の１を８年間で補助します。
ただし、補助総額は120万円を上限とします。
毎年の支援は、支援対象者が支払った前年度の奨学金返還実績を参考に補助額を決定します。

登録企業は県が支援対象者に対して支給する補助金のうち、
２分の１に相当する額を県が設置する基金に年度ごとに寄附していただきます。



― 支援例 ―

４年制大学を卒業した支援対象者に対する補助総額
貸与された奨学金総額 244 万円の場合

補助総額 ＝ 120万円



企業負担額 ＝ 60万円（120万円×1/2）

※8 年間で総額 60 万円を負担していただきます。

市町村支援満了者は 4 年間・総額 60 万円 (企業負担額 30 万円) を上限として支援を行います。

支援の流れ

STEP 01　登録企業の申込
申請していただいた中小企業等に対し、県が登録を行います。

STEP 02　支援対象者の採用
正規雇用による採用が条件となります。



STEP 03　支援対象者の交付申請
採用された支援対象者は、登録企業の在職証明書等必要書類を添付の上、県に補助金交付申請を行います。

STEP 04　登録企業負担分を県基金へ寄附
登録企業は、県が発行した納入通知書により、補助金の企業負担分を県が設置する基金へ寄附していただきます。

STEP 05　支援対象者へ補助金支払
登録企業から県に寄附していただいた後、県から支援対象者に対して補助金を交付します。

＜ご相談・お問い合わせ＞
山梨県事業委託先：ヒューコムエンジニアリング株式会社 やまなし人材定着奨学金返還支援事務局
TEL:080-7044-0200　平日９時～ 17 時（12/29 ～ 1/3 は除く）